

安倍政権の労働法制大改悪に反対し、働くルールの確立を求める決議

1 安倍政権の3年余と貧困と格差の拡大

安倍政権は、2012年12月の発足以来、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」をかかげ、成長戦略の実行・実現として、「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指すと言ってきた。安倍政権は、成長戦略の主要なテーマとして、「雇用改革」をかかげ、労働法制の大改悪を強行してきた。

しかし、安倍政権の3年余の間に、貧困と格差の拡大が大きく進行している。資本金10億円以上の大企業の経常利益の合計額は、2012年～2014年の3年間、毎年過去最高を更新している。資本金10億円以上の大企業の内部留保は、2012年7～9月期の263.2兆円から2015年7～9月期の301.6兆円へと38.4兆円も増加している。日本の超富裕層上位40人が保有する資産総額は、2012年の7.2兆円から2015年の15.9兆円へと2.2倍も増加している。

これに対し、実質賃金は2012年～2015年の4年連続で前年割れし、2015年の実質賃金は2010年の実質賃金の94.6%に落ち込んでいる。年収200万円以下のワーキングプアは、2014年には史上最多の1139万人になっている。貯蓄ゼロ世帯は、2012～2015年の3年間で704万世帯増加し、1892万世帯と過去最高になっている。非正規労働者は、2015年には2000万人を超え、労働者総数の40%に迫ろうとしている。

2 安倍政権の労働法制大改悪の阻止と働くルールの確立

(1) 改悪派遣法下でのたたかいと労働者派遣法の抜本改正

安倍政権は、2015年9月、衆議院本会議で、自民党、公明党等の賛成多数で労働者派遣法の改悪を強行した。改悪派遣法は、一方で、労働者派遣の永続利用を可能にし、他方で、派遣労働者の首切りを自由にする「生涯派遣・正社員ゼロ」法、「派遣切り自由」法である。

私たちは、改悪派遣法の下でも、派遣労働者の正社員化と労働条件の向上のための取組を強化すると同時に、「①労働者派遣は臨時的・一時的業務に限定し、制限期間を超えたら正社員にする制度の確立、②登録型派遣と製造業派遣の全面禁止、③派遣労働者に対する派遣先の正社員との均等待遇、④違法派遣の場合の労働契約申込みみなし制度の、派遣先の正社員と同一の労働条件で直接雇用する制度への改善」等の労働者派遣法の抜本改正を要求する。

(2) 労働基準法等「改正」案の廃案と労働時間規制の抜本的強化

安倍政権は、2015年4月、残業代をゼロにする、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量労働制の拡大をもくろむ労働基準法等「改正」案を国会に提出した。

「改正」案は、現在、衆議院で継続審議になっている。「改正」案は、「過労死激増・残業代ゼロ」法である。

私たちは、労働基準法等「改正」案の廃案を要求すると同時に、「①時間外労働の限度

基準の法律化と36協定の特別条項の制度の廃止、②勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔を置く勤務時間インターバル制度の創設」等の労働時間規制の抜本的強化を要求する。

(3) 解雇の金銭解決制度の阻止と解雇規制の抜本的強化

安倍政権は、2015年10月、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を設置し、解雇の金銭解決制度の創設の検討を進めている。

解雇の金銭解決制度とは、裁判で解雇が違法無効と判断されても、使用者が一定の金銭を払えば労働契約を終了することができる制度であって、解雇自由に道を開く制度である。私たちは、解雇の金銭解決制度の創設に反対し、整理解雇4要件の法律化等の解雇規制の抜本的強化を要求する。

3 安倍政権の同一労働同一賃金や時間外労働の上限規制の提唱の問題点

国民の貧困と格差が拡大する中で、安倍政権は、2015年9月、①希望を生み出す強い経済(=GDP600兆円)、②夢をつむぐ子育て支援(=希望出生率1.8)、③安心につながる社会保障(=介護離職ゼロ)の「新3本の矢」を打ち出し、その実現のための計画として、2016年5月18日、ニッポン一億総活躍プランを発表した。

ニッポン一億総活躍プランは、「働き方改革の方向」として、「不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規労働者の待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討し、関連法案を国会に提出する。」「労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36(サブロク)協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。」などと提唱している。

しかし、安倍政権は、同一労働同一賃金や時間外労働の上限規制を提唱するのなら、まず何よりもこの3年余強行している労働法制の大改悪を改めるべきである。安倍政権が労働規制を緩和して企業活動の自由を拡大しようとする雇用・労働政策を根本から改めることなしに、人間らしく働くルールの確立はおよそできない。

同一労働同一賃金の実現については、正規労働者や男性労働者の賃金を抑制して同一賃金にするのではなく、非正規労働者や女性労働者の賃金を上げて同一賃金にすることが重要である。同一労働同一賃金の名の下に、解雇しやすく低賃金の「限定正社員制度」の導入を許してはならない。時間外労働の上限規制については、法律をもって行うことが重要であり、通達等の変更ではその実効性を期することはできない。

4 憲法を生かし、働くルールの確立を

自由法曹団は、安倍政権が進める労働法制の大改悪に反対し、低賃金不安定雇用の一掃、長時間労働や不払い残業の根絶、リストラ解雇の根絶、貧困と格差の是正等、憲法を生かし、働くルールの確立するため、全力をあげて奮闘する決意である。

2016年5月30日

自由法曹団2016年 札幌・定山溪5月研究討論集会

